舞鶴市議会基本条例(素案)・趣旨及び考え方

目 次

前文

- 第1章 総則(第1条·第2条)
- 第2章 議会及び議員の活動の原則(第3条-第7条)
- 第3章 市民と議会との関係(第8条―第10条)
- 第4章 市長等と議会との関係(第11条―第15条)
- 第5章 議会の機能強化(第16条—第22条)
- 第6章 議員の定数及び報酬(第23条)
- 第7章 条例の確実な履行及び見直し(第24条・第25条)

附則

前	j文	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•		•	•]
第	第1章	· Á	忩	則																																			
	第1	条		目自	的		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	ć
	第 2	条		最高	高夫	見記	範	性	:	•	,	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	4
/-/-	: o *	. =	坐	△ 1	TL 7	· 1/2=	半	旦	T	\.\ <u>\</u>	ſ.	et.	σ	ız	- -	lı F																							
牙	第2章			会》										り	、テ	ĮIJ.																							_
	第 3			議会										•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	(
	第 4	_		議員	-									•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	,
	第 5			議り		<i>'</i>)	貝	夯	i	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	,	•	•	
	第6			会》 "		±.,	•	٠	• .rt		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	6
	第7	采		災氰	手甲	子(D)	刈	心	`		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	ć
第	3 章	Ī		民。	と言	義:	会	と	T)	厚	目信	系																											
	第8	条		会	議	σ)グ		開名	等		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	1(
	第9	条		広	報	及:	17	ĶŢ.	古耳	徳	0)	オ	ĒŹ	赵		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	11
	第 10) 条	:	市	民	$\mathcal{O}_{\mathcal{I}}$)参	<u>]</u>	亘		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	12
第	5 4 章	<u> </u>	 	長領	等	ト	議	会	لے :	0)	對	係																										
	第 1	1条	:	市	長	等	F Z	1 m	義:	会	ح	0)[剧	係	σ) 🛓	表:	本	源	貝			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	13
	第 12	2条	:	質	疑	及	27	だ	質	問				•	•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	14
	第 13	3 条	:	確	認	O)模	终台	会(D	付	- <u> </u>	ĵ.		•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	15
	第 14	4条	:	議	決	:事	华	‡0	クi	自	加	排	訂	É		•		•	•	•	,	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	16
	第 1	5 条	:	説	明	等	₽O.) 5	更习	犮		•		•	•	•		•	•	•	,	•	•	•	•	,	,	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	17
第	5 5 章	· 🖠	義	会の	の枝	幾百	能	強	iłŁ	,																													
	第 10	3条	:	専	門	的	J矢	n J	見(D:	活	· 月]		•	•		•	•	•	,	•	•	•	•		,	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	18
	第 1′				流									隹		•		•	•	•	,	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•]	19
	第 18	3条	:	委	員	会	₹Ø.)∤	舌頭	勆		•		•	•	•		•	•	•	,	•	•	•	•		,	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	20
	第 19	9条		政	:務	活	重	力多	費(D	活	·月]		•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	21
	第 20) 条	:	議	会	事	『 彩	务月	司の	D	体	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1] 連	坠	備			•	•	•	,	•	•	•	•		,	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	22
	第 2	1条	:	議	会	: 図] [書	室(カ	充	ᢖ	乏气	车		•		•	•	•	,	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	23
	第 22	2条	:	子	算	σ) 郁	隹任	呆		•			•	•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	24
쏟	66章	. =	羔	員の	カを	선 >	粉	77-	71	法	日刊	뺊																											
<i>7</i> 1	第 2:												日西	洲		•		•	•	•		•	•	•	•		,	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	25
	> v = ·	- >1		HJA	<i>'</i>		/ -		y \ /.	_	Ŭ	•		,																								_	-
第	第7章	. 4	条	例の	ひを	隺	実	な	履	彳	〕	及	び	見	LΠ	直	し																						
	第 24	4条	Ē	条	:例	0) 郁	至3	赵	7	稪	彳	Ţ		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	26
	第 25	5 条	:	条	:例	(T)) 見	1	直	し		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	27

附則

(前文)

日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、その一翼を担う 議会は、住民の負託に応える責務があります。

舞鶴市議会は、その責務を果たすため、市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、舞鶴市長その他の執行機関に対する監視及び評価機能の充実を図り、議事機関として最善の意思を決定する必要があります。

このような観点から、舞鶴市議会及び舞鶴市議会議員は、地方分権の時代にふさ わしい役割を果たすため、舞鶴市議会活動基本計画の策定・実施をはじめとする各 種の改革に取り組んできました。

ここに、私たちは、これまで積み重ねてきたこれらの取組をより確かなものとし、これまでにも増して公正性及び透明性を高めるとともに、「市民に開かれた議会」、

「議会機能の充実」及び「効率的・効果的な議会運営」を実現するための取組に邁進することにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすことを固く決意し、舞鶴市議会の最高規範として、舞鶴市議会基本条例を制定します。

◆趣旨及び考え方◆

議会基本条例の制定に至った背景と決意を「前文」として記載しています。

地方分権の進展に伴い、地方議会の役割と責任がますます大きくなる中で、舞鶴市議会では、 その役割と責任を的確に果たしていくため、舞鶴市議会議員の任期4年間における活動の指針 として「議会活動基本計画」を策定し、「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・ 効果的な議会運営」を基本目標に活動してきました。

これまでの取組を後戻りさせることなく、より明確に市民にもお示しし、市民との約束のもとにさらに推進していくことにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすという決意のもとに、舞鶴市議会における最高規範性を有する条例として、舞鶴市議会基本条例を制定するものです。

◆用語解説◆

地方自治の本旨

日本国憲法で保障される「地方自治」は、国から独立した地方公共団体が自らの意思と 責任に基づいて行われるという「団体自治」と、住民の意思と責任に基づいて行われると いう「住民自治」の2つの基本的な要素があります。

二元代表制

地方自治体において、「執行機関である首長」と「議事機関である議会を構成する議員」の双方を住民が直接選挙で選ぶ制度のことです。二元代表制の特徴は、市長、議会がともに住民を代表するところにあります。

市民

この条例においての「市民」とは、狭義では、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。)を指します。一方で、市外から市内の事業所や学校に通勤・通学している人にとっても、市政に深く関っていること、市政の影響を大きく受けることなどを勘案し、広義の意味においては、これらの人々も「市民」に含むものとしています。

議会活動

議会が行う活動全般を指します。

執行機関(市長等)

地方公共団体の事務を管理、執行する機関のことをいいます。(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会などが「執行機関」に当たります。)

監視(監視機能)

行政の執行に関して、事前又は事後に適切かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて、監視することをいいます。議会には、検査や調査などの権限があり、それらを適切に活用して監視機能を発揮しています。

議事機関

条例の制定その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する機能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことをいいます。

議会には、条例や予算を定める等基本的な地方公共団体の意思決定を行う「議決権」、市の仕事が議会で決められたとおりに正しく行われているかの調査や検査等を行う「監視権」、市民生活に関わりの深い事柄について議会の意思や見解を表明する「意見表明権」、議会の内部や会議に関することを自主的に決める「自律権」等の権限があります。

市民に開かれた議会(運営)

会議の公開や議会に関する情報の発信などにより、市民に議会をより知っていただくとともに、意見交換など様々な機会を通じて市民のご意見を議会の審議や議論に生かしていくことが「市民に開かれた議会」であると考えています。

市民福祉の向上

舞鶴市議会においては、市民の「幸せ感」や「豊かさ感」を向上させることであると考えています。

最高規範

舞鶴市議会における条例、規則等の最も上位に議会基本条例を位置付け、これに反する決まりを定めることができないこととするものです。

第1章 総則

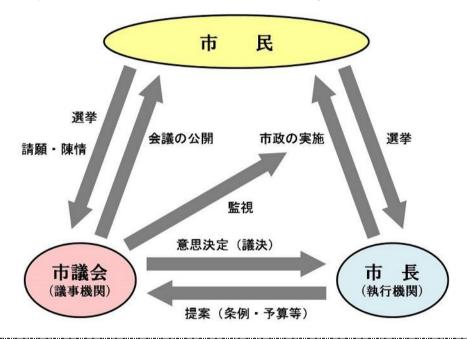
(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、舞鶴市議会(以下「議会」という。)に関する基本的事項を定め、議会及び舞鶴市議会議員(以下「議員」という。)がその担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

◆趣旨及び考え方◆

前文でうたったこの基本条例制定の趣旨と議会の決意を踏まえ、この条例制定の目的を明らかにしたものです。

この条例は、市長と同じく市民の直接選挙で選ばれた市民の代表である議員が構成する議会として、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係など議会に関する基本的な事項を定め、それに則って議会と議員が担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に貢献することを目的としています。



◆用語解説◆

二元代表制

前文の用語解説を参照してください。

市民

前文の用語解説を参照してください。

市民福祉の向上

(最高規範性)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、改正し、 若しくは廃止するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との 整合を図らなければならない。

◆趣旨及び考え方◆

この条例は、その目的や内容が議会活動の根本となるものであることから、形式的には他の条例との間に法的効力の優劣はありませんが、実質的には議会に関する他の条例、規則等の中で最上位に位置する最高規範としての性質を有するとの考えに基づき、議会の運営や活動、議会に関する他の条例、規則その他の議会に関する各種の取決めに関する解釈や運用、また、その制定や改正、廃止に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならないこととしています。

◆用語解説◆

最高規範

第2章 議会及び議員の活動の原則

(議会の活動の原則)

- 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。
 - (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
 - (2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。
 - (3) 情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。
 - (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、舞鶴市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)による事務の執行について監視し、評価すること。
 - (5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。

◆趣旨及び考え方◆

議会として、その目的を達成するために遵守すべき活動の原則を挙げています。

- (1) 市民との意見交換の場を設けるなど、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に 努めること。
- (2) (1)を踏まえ、市政に関する調査や研究などを通じて、政策立案や政策提言のほか審議全般に生かし市政に反映させること。
- (3) 議会に対する市民の関心度を高めるため、議会が議論した過程が分かるよう、いわゆる議会の見える化を図るとともに、積極的に議会活動に関する情報を公開・発信する議会を目指し、説明責任を果たすこと。
- (4) 市政について審議・決定する議事機関として、公正性及び透明性を確保した上で、市政運営が市民福祉の向上につながっているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどを監視するとともに、その効果及び成果について評価すること。
- (5) 常により良い議会を目指して改革に取り組み続け、議会の機能を向上させること。

◆用語解説◆

市民

前文の用語解説を参照してください。

政策立案

市政における課題の解決を図るため、議会が政策を立案することも必要であり、行政側 と議会側がそれぞれ検討することが、より良い政策の実現につながると考えています。

政策提言(提案)

市政における課題の解決を図るための手段として、議会自らが条例を提案するほか、市長から提出された議案の修正や一般質問等の機会を通じた行政への提言などがあります。

議会活動・市民福祉の向上・議事機関・市長等・監視(監視機能)

前文の用語解説を参照してください。

議会機能(議会の機能)

議会が果たすべき役割又は働きのことで、積極的、能動的に政策を立案し、これを実現させる役割や、常に民主的で効率的な、そして公正な行政が行なわれるよう執行機関を監視する働きをいいます。

(議員の活動の原則)

- 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。
 - (1) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。
 - (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。
 - (3) 市政全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるため、不断の研鑽に努めること。
 - (4) 市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること。

◆趣旨及び考え方◆

議員それぞれが遵守すべき活動の原則を挙げています。

- (1) 地域や団体などに関する個別の事案の解決だけでなく、総合的な観点から市全体としての課題を把握し、議会としてだけではなく、議員としても市民全体の福祉の向上と市勢の発展を目指すこと。
- (2) 議会は、言葉で意見を交わすことによって結論を導き出す「言論の府」であることや、複数人による合議によって意思決定を行う「合議制の機関」であることを踏まえ、議員同士の自由闊達な討議を尊重し合意形成を図るとともに、地方自治体の最終的な意思決定である議決の重みと責任を深く認識すること。
- (3) 議会としてだけではなく、それぞれの議員も、市政全般に渡って市民の多様な意見を的確に把握するとともに、常に自身の資質を高める努力を続けること。
- (4) 議員には、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の負託を受けた舞鶴市全体を代表する者として、その役割と責任を認識するとともに、常に良心と責任感をもって、自らの行動を厳しく律することにより、品位の保持に努めること。

◆用語解説◆

市民福祉の向上

前文の用語解説を参照してください。

言論の府

議員の活動の基本は言論であり、物事は全て言葉で意見を交わすことによって結論を導き出すことから、言論を尊重し、その自由も保障されています。

発言者は、自身の発言に責任を持ち、節度ある行動をしなければならないこととなっています。

合議制(合議制の機関)

複数の人(議員)の合議による意思決定を行う制度(機関)のことをいい、複数の人(議員)による協議のことで、話し合いによって物事を決定することをいいます。なお、市長は一人だけで構成される「独人制の機関」となります。

合意形成

市長等に対する質疑や議員間の討議を通じて、議会としての結論を導き出す過程を指します。

議決責任

地方自治体の最終的な意思決定である「議決」は、議会のみに与えられた権限で、重要な役割です。市長から提案された予算や条例なども決定するのは議会であり、決定者としての責任があります。

市民

前文の用語解説を参照してください。

倫理的義務

議員の発言や行動には大きな影響力があることから、高い倫理観のもとで発言・行動しなければなりません。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議長の役割と責任を記載しています。

地方自治法において、議長は、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行い、議会を代表することが定められています。

加えて、議会を統括する者として、常に中立で公平な議会の運営を行うことを責務とし、議 会の活性化が図られるようリーダーシップを発揮することとしています。

◆用語解説◆

議会の活性化

市民の意見も取り入れながら活発に議論し、政策の立案や行政の監視といった議会の機能を高めていくことをいいます。

(会派)

- 第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。
- 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。
 - (1) 議員の活動を支援すること。
 - (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。
 - (3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。

◆趣旨及び考え方◆

議会内で結成する会派について記載しています。

複数の議員が共同で議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができることとしています。

また、会派の役割は、議員の活動を支援することのほか、政策立案や政策提言等のために調査研究を行うこと、そして、会派間の意見調整を行い、会派間の合意形成に努めることで、円滑な議会運営に資することとしています。

◆用語解説◆

議会活動

前文の用語解説を参照してください。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

議案等

議会の議決を得るために、市長等や委員会、議員が提出する案件のことをいいます。

(例:条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、意見書、決議の提出)「議案等」の「等」 には、請願が含まれます。

審議

本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決する一連の過程をいいますが、この規定においては、委員会において、付託を受けた議案を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程も含みます。

合意形成

第4条の用語解説を参照してください。

(災害時の対応)

- 第7条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、 その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生 活の安定及び維持に努めるものとする。
- 2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

◆趣旨及び考え方◆

災害時における議会及び議員の基本的な対応を記載しています。

特に、地震・豪雨などの大規模災害時や原子力災害時においては、議会・議員は、例えば被災状況の把握や正確な情報を提供することなど果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、一日でも早く市民生活が安定し、もとの生活に戻れるよう努めなければなりません。

また、これらの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事機関として迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を的確に維持する必要があります。

以上のような考えから、議会及び議員の災害時の対応について、別に必要な事項を定めることとしています。

◆用語解説◆

災害時における議会・議員の果たすべき役割

議会には、被災状況の確認や現地の要望の把握、国や府などへの要望、災害関連の予算などの議案審議、災害対策に関する評価や検討、復旧支援に関する広報などの役割があります。

議員には、議会の構成員としての役割(議会と同様の役割)と、地域の一員としての役割(被災者の救援、避難所運営への従事などの役割)があります。

第3章 市民と議会との関係

(会議の公開等)

第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)、議員協議会及び広報会議を原則として公開するとともに、これら会議の傍聴の促進に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議会に対する市民の関心度を高めるため、議会が議論した過程が分かるよう議会の見える化を図ることとし、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員協議会、広報会議を原則として公開するとともに、その傍聴の促進に努めることとしています。

◆用語解説◆

市民に開かれた議会運営

前文の用語解説を参照してください。

本会議

定期的に開かれる定例会及び必要に応じて開かれる臨時会において、議員定数の半数以上が出席して議場で行われる会議のことで、市長等から提出された議案などを審議し、議会としての最終的な意思を決定します。

常任委員会

効率的・専門的に審査を行うために、本会議の下審査機関として設置されている委員会のうち、議案や請願などの審査及び調査を行う常設の委員会で、現在、舞鶴市議会には、5つ(総務文教、経済消防、民生環境、建設、予算決算)の常任委員会があります。

議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう日程や議案の取扱いなどを協議・決定する委員会で、 そのほかに、議会の活性化に関する協議も行っています。

特別委員会

特定の案件を審査・調査するために、必要に応じて、議会の議決によって設置される委員会で、現在、舞鶴市議会には、2つ(原子力防災・安全等、山陰新幹線京都府北部ルート誘致)の特別委員会があります。

議員協議会

議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として、議員協議会を 設置しており、現在、舞鶴市議会では、毎月1回、定期的に開催しているほか、定例会や 臨時会における初日と最終日の本会議前に開催しています。

広報会議

議員協議会と同じく、協議又は調整を行うための場として、広報会議を設置しており、年5回発行している「まいづる市議会だより」の編集を行う議会報編集部会、毎月1回コミュニティFM(FMまいづる)を活用して行っている情報発信の内容を協議するFM放送部会を、それぞれ定期的に開催しています。

協議又は調整を行うための場

地方自治法第100条第12項において、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるとされており、舞鶴市議会においては、議員協議会と広報会議を協議又は調整を行うための場として位置付けています。

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を用いて、議会活動に係る広報及び広聴の充実に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

市民に、議会について一層の関心を持っていただけるように、舞鶴市議会ホームページ及びまいづる市議会だよりへの情報掲載、FMまいづるを活用した情報発信、本会議のインターネット中継など、多様な手段を用いて、議会活動に係る広報や広聴の充実に努めることとしています。

◆用語解説◆

市民

前文の用語解説を参照してください。

舞鶴市議会ホームページ

平成14年から舞鶴市議会のホームページを開設しており、議会の日程、議員の紹介、議 決結果、議案等に対する各議員の賛否などのほか、本会議の映像、会議録などを見ること ができます。

まいづる市議会だより

毎年元日に、会派や委員会ごとの所属議員を紹介する「新年号」のほか、各定例会最終日の約1カ月後に、各議員の質問や議案等に対する討論の内容、議決結果などを掲載した「定例会号」を発行し、新聞折込みにより、市内全域にお届けしています。

FMまいづるを活用した情報発信

平成28年に開設されたコミュニティFMである「FMまいづる」を活用し、現在、毎月1回、いずれかの金曜日の午後3時から、「ななこちゃったラジオ」という番組に議員がゲスト出演して、議会のしくみや審議の内容等をお伝えしています。

議会活動

前文の用語解説を参照してください。

議案等

第6条の用語解説を参照してください。

質問

本会議において、議案とは関係なく市政全般について、現在の状況や方針・計画等について聞く機会があります。舞鶴市議会では、各会派代表者が行う施政方針に基づく市政全般の課題を内容とする「代表質問」と、市民的課題を中心とした「一般質問」を行っています。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

(市民の参画)

- 第10条 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民及び議員が意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。
- 2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用 に努めるものとする。
- 3 議会は、請願の審査において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見 を聴く機会を設けるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議会への市民参画の機会として、市民と議員が意見を交換する場を設けるなど、市民の多様な意見の把握に努めることとしています。

また、市民の意見を審議に反映させる手段として、地方自治法の規定に基づく公聴会制度や 参考人制度の活用により努めることとしています。

請願については、これを市民からの政策提案と位置付け、慎重に審議するとともに、必要に 応じて、請願の提出者から提出に至った背景や目的などの意見を主張する機会を設けることと しています。

◆用語解説◆

市民

前文の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

公聴会制度

予算その他重要な議案、請願等について、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができると地方自治法に定められています。

参考人制度

議会は、調査又は審査のために必要があると認めるときは、参考人の出席を求めて意見を聞くことができると地方自治法に定められており、専門家などのほか、市民の意見を聞く機会としても活用しています。

請願

国又は地方公共団体に対し、要望及び意見を願い出ることができる、憲法により保障された国民の権利です。地方自治法による議会に対する請願を提出するには、1人以上の紹介議員が必要です。

塞杳

委員会において、付託を受けた議案、請願などを討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会との関係の基本原則)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

二元代表制の地方公共団体においては、議会と市長その他の執行機関とが緊張関係を保持しつつ、お互いが切磋琢磨しながら、より良い市政を目指すことが重要であり、そのために、第3条に規定しているとおり、事務の執行(市政運営)が市民福祉の向上につながっているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどを監視するとともに、その効果や成果について評価するものです。

◆用語解説◆

市長等

前文の用語解説を参照してください。

監視

前文の用語解説を参照してください。

二元代表制

前文の用語解説を参照してください。

議事機関

前文の用語解説を参照してください。

市民福祉の向上

(質疑及び質問)

- 第12条 議員は、本会議及び委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、これを市民に分かりやすいものとするため、その論点及び争点を明確にするものとする。
- 2 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括方式若しくは分割方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。

◆趣旨及び考え方◆

議員と市長等との質疑応答(質問と答弁)については、市民にも分かりやすい議論となるよう、 論点や争点を明確にして行うこととしています。

また、本会議における議案質疑や質問は、論点等を明確にした上で、一括方式、分割方式、 一問一答方式のいずれかを、議員自身が選択することとしています。

◆用語解説◆

本会議

第8条の用語解説を参照してください。

委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)

第8条の用語解説を参照してください。

市民

前文の用語解説を参照してください。

質疑

議案等について、討論、表決の前に疑問点をだだすことをいいます。

質問

第9条の用語解説を参照してください。

一括方式

1人のすべての質問を一度に投げかけ、市長等から順次答弁を得る方法。答弁に対する再度の質問は、現在2回までとしています。

分割方式

一括方式の一種で、1人の質問を2つ以上に分割して、区分ごとに一括方式で行う方法。 答弁に対する再度の質問は、現在区分ごとに2回までとしています。

一問一答方式

1つの質問ごとに市長等から答弁を得る方法。答弁に対する再度の質問に回数制限は現在ありません。

(確認の機会の付与)

第13条 市長等(補助職員を含む。)は、本会議及び委員会における質疑及び質問に対し、その趣旨及び論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑及び質問の趣旨を確認することができる。

◆趣旨及び考え方◆

本来、議会は、議員から市長等への質疑のほか議員間の討議などによって、結論を導き出すものですが、趣旨や論点が曖昧にならないように、これを確認する場合に限り、市長等から議員に対する発言を認めることとしています。

◆用語解説◆

市長等

前文の用語解説を参照してください。

本会議

第8条の用語解説を参照してください。

委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)

第8条の用語解説を参照してください。

質疑

第12条の用語解説を参照してください。

質問

第9条の用語解説を参照してください。

(議決事件の追加指定)

第14条 議会は、市政における重要な計画等で議会が必要と認めるものを、舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例(平成26年条例第27号)に定めるところにより、議会の議決すべき事件として追加指定するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

法令で定められたものに加えて、市政における重要な計画や方針等を議決事件(議会の議決が必要な案件)として追加することにより、議会の意思を反映するとともに、監視機能を強化し、議会としての責任を果たすこととしています。

なお、具体的に議決すべき事件とする案件は、「舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例」 に定めることとしています。

◆用語解説◆

議決すべき事件

議会の議決(市議会の本会議で決定すること)によって意思決定を行うことが法令等で定められている事項で、条例の制定・改正・廃止や予算の決定などがあります。

監視機能

(説明等の要求)

- 第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)の審議に当たり、当該政策等の論点を整理するとともに、審議を通じてその水準の向上を図るため、政策等に係る背景、経緯、財源措置、将来負担等に関する必要な説明及び資料の提出を求めることができる。
- 2 議会は、市長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、施策別、事業別その他の分かりやすい説明資料を作成し、提出するように求めることができる。

◆趣旨及び考え方◆

政策等の水準の一層の向上と、市民にも分かりやすい審議内容とするために、市長等に対し、 その政策等に関する背景、経緯、財源措置、将来負担、類似団体との比較、市民参加の実施の 有無と内容、総合計画との整合性等について、適切な説明や資料の提出を求めることができる としています。

また、同様の趣旨から、予算及び決算の審議においても、分かりやすい説明資料の作成・提 出を求めることができるとしています。

◆用語解説◆

市長等

前文の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

市民

前文の用語解説を参照してください。

総合計画

舞鶴市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想を 実現するための実行計画のことで、都市像やまちづくりの基本目標のほか、具体的な取組 の内容などが定められています。

第5章 議会の機能強化

(専門的知見の活用)

第16条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

複雑多様化する行政課題や議会運営に関する課題に対応するため、審議の充実、政策立案や政策提言の強化のほか議員定数や議員報酬に係る検討において、より専門的な知識が求められることから、学識経験者や専門的な知識を有する者の知識や見解を積極的に活用することとしています。

◆用語解説◆

議案等

第6条の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

(交流及び連携の推進)

第17条 議会は、他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

他市での会議・研修会や意見交換の機会を通じて他の議会と積極的に交流を深め、連携を図ることにより、そこで得られた効率的・効果的な取組などを、議会の活動に反映させるよう努めることとしています。

◆用語解説◆

議会活動

(委員会の活動)

第18条 委員会は、その専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めるものとする。

- 2 委員会は、調査研究等を積極的に行い、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、舞鶴市議会委員会条例(平成2年条例第19号)に定めるところによる。

◆趣旨及び考え方◆

議会が行政課題等に迅速に対応するため、本会議の下審査機関として少人数で構成する委員会の活動において、それぞれ、専門性及び特性を生かした適切な運営に努めることとしています。

また、先進事例や現状の調査研究等を積極的に行うとともに、市民に市政の状況を把握していただくためにも、審査の方法や資料を工夫するなど、分かりやすい議論を行うよう努めることとしています。

なお、委員会について必要な事項は、舞鶴市議会委員会条例と舞鶴市議会会議規則に定めることとしています。

◆用語解説◆

委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)

第8条の用語解説を参照してください。

市民

前文の用語解説を参照してください。

本会議

第8条の用語解説を参照してください。

審査

第10条の用語解説を参照してください。

(政務活動費の活用)

- 第19条 政務活動費は、政策の立案及び提言等に必要な調査研究に充てるものとする。
- 2 政務活動費について必要な事項は、舞鶴市議会における会派に対する政務活動費 の交付に関する条例(平成13年条例第1号)に定めるところによる。

◆趣旨及び考え方◆

議員の政策に関する調査や研究、その他の活動に資するために交付される政務活動費については、政策立案や政策提言のほか審議全般、議会運営への反映を目的に活用することとしています。

なお、政務活動費について必要な事項は、舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例に定めることとしています。

◆用語解説◆

政務活動費

地方自治法第100条第14項において、条例で定めるところにより、議員の政策に関する調査や研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができるとされています。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及 び提言等の能力の向上に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整 備に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

地方自治法の規定により議会及び議員を補助する組織として置かれる議会事務局について、 議会を円滑かつ効率的に進めることや議会の政策立案能力の一層の向上を図るためには、議会 全般を補助する議会事務局の議会運営に関する専門能力や議員の議会活動に必要な行政情報な どの調査機能の強化、政策法務等の能力を高めるとともに、その体制整備に努めることとして います。

◆用語解説◆

議会事務局

地方自治法第138条第2項において、市町村の議会に、条例に定めるところにより、事務局を置くことができるとされており、舞鶴市議会事務局設置条例により、舞鶴市議会事務局が設置されています。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

議会活動

(議会図書室の充実等)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営する とともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。

◆趣旨及び考え方◆

地方自治法の規定により議会に置く議会図書室について、議員の政策立案や政策提言のほか 審議全般を支援するため、議会図書室の図書・資料の充実とともに、これらを適正に管理運営 することに加え、必要な情報が容易に検索できるよう検索機能等を充実し、一層の活用を図る こととしています。

◆用語解説◆

議会図書室

地方自治法第100条第18項において、議員の調査研究に資するため、図書室を設置しなければならないとされており、舞鶴市議会にも図書室があります。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

(予算の確保)

第22条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条 例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議事機関としての機能の確保と円滑な議会運営を実現するため、議会基本条例に規定する取組の実施に必要な議会としての活動に必要な予算を確保するよう努めることとしています。

◆用語解説◆

議事機関

第6章 議員の定数及び報酬

- 第23条 議員の定数は舞鶴市議会議員定数条例(平成14年条例第27号)に、議員の報酬は舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第22号)に定めるところによる。
- 2 前項に規定する条例の改正に当たっては、市を取り巻く現状、課題、将来の予測 及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議員の定数及び報酬は、それぞれ、舞鶴市議会議員定数条例、舞鶴市議会議員の議員報酬及 び費用弁償等に関する条例に定めることとしています。

また、舞鶴市議会議員定数条例の改正に当たっては、議員定数の基本的な考え方を「議会の機能を果たすにふさわしい人数」とし、舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に当たっては、議員報酬の基本的な考え方を「市民の負託に応える議員としての職務の対価」とした上で、社会情勢や市の課題、将来の予測や展望を考慮するとともに、市民、学識経験者、専門的な知識を有する者などの意見を参考に、十分に議論することとしています。

◆用語解説◆

職務の対価

舞鶴市議会においては、議員報酬を市民のために活動すること(職務)に対して支払われる報酬(対価)であると考えています。

市民等

前文の用語解説の「市民」に加え、学識経験者、専門的な知識を有する者などのことをいいます。

第7章 条例の確実な履行及び見直し

(条例の確実な履行)

第24条 議会は、この条例に基づく議会活動を適切かつ確実に実行するため、議員 の任期を基準として、具体的な取組に関する計画を策定し、その計画に基づき活 動するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

この条例に定める事項を実現するための具体的な取組は、議員の任期4年間を計画期間として任期当初に策定する実行計画に定め、その実行計画に基づいて活動していくことにより、適切かつ確実に実行し、この条例の目的を果たしていくこととしています。

◆用語解説◆

議会活動

(条例の見直し)

第25条 議会は、社会情勢の変化及び市民等の意見を勘案するとともに、議会活動 に関する不断の検証に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定につい て検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

この条例に定める議会・議員の姿が実現できているか、今後の舞鶴市を取り巻く社会情勢や 市民・学識経験者などの意見に照らして適切かなど、条例策定後も、より良い議会にしていく ために、常に検証と改善に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を 加えるとともに、その結果に基づき、改正等の必要な措置を講ずることとしています。

◆用語解説◆

議会活動

前文の用語解説を参照してください。

附則

この条例は、公布の日から施行する。